

「施策」総括票

施策展開	3-(10)-エ	働きやすい環境づくり
施策	①働きやすい環境づくり	
対応する 主な課題	<p>○県内企業のほとんどが中小・零細企業であり、労働条件の確保や改善に積極的に取り組む事業者が十分とは言い難い状況にある。これらの事由も影響して、職場環境を理由のひとつとして転職や離職をする労働者がいることから、その改善を図ることが課題である。</p> <p>○「仕事と子育ての両立」や「仕事と生活の充実」を図るためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進が重要であるが、事業主の職場環境の改善の意識を高めることや、男性の育児・家事への参加・協力などが課題となっている。</p>	
関係部等	商工労働部	

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度			
No.	主な取組	決算見込額	推進状況 活動概要
○労働条件の確保・改善等			
1	労働問題指導事業	1,223	順調 ○季刊誌「労働おきなわ」を年4回(各600部)発行。労働条件等実態調査を実施。(1)
○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進			
2	ワーク・ライフ・バランス推進事業	10,359	順調 ○ワーク・ライフ・バランスの啓発・普及を図るため、セミナーの開催(10月に1回)、パンフレット等の配付、HPや広報誌等による情報発信を行った。また、企業6社に対し指導・助言等を行うためアドバイザーを派遣した。(2)

様式2(施策)

○労働者福祉の推進					
3	労働福祉推進事業		1,080	やや遅れ	○労使を対象とした講演会の開催・ファミリーサポートセンターアドバイザーを対象とした研修会の開催、リーフレットの作成による周知・啓発等を行った。研修会等は順調に実施できたものの、講演会を兼ねた講座の開催などにより、講演会の開催数が減ったため、やや遅れとなった。(3)
○安定的な労使関係の形成					
4	労働相談体制強化事業		1,570	順調	○労使及び一般県民から労働問題全般にわたる相談に応じた。(相談数227件)(4)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

1	成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	ファミリーサポートセンター設置市町村数		17市町村 (23年度)	29市町村 (24年度)	30市町村	12市町村	-
状況説明	平成24年度末時点においては、18箇所29市町村にファミリーサポートセンターは設置されており、順調な伸びを示している。						
2	成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数		29社 (23年)	41社 (24年)	60社	12社	-
状況説明	企業認証制度は平成19年度～平成23年度の5カ年間で29社の実績だったが、平成24年度においては、企業に直接出向いて制度を案内する等の働きかけの方法などの工夫により、12社の増となった。今後は平成24年度同様に1年間で10社以上の増加を目指し、H28目標値の達成に向け、推進する。						

様式2(施策)

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
	15市町村 (22年)	17市町村 (23年)	29市町村 (24年)		
ファミリーサポートセンター設置市町村数				↗	-
労働相談件数	139件 (22年)	142件 (23年)	227件 (24年)	↗	-

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○労働条件の確保・改善等

・季刊誌「労働おきなわ」については、小規模の事業所においても、労働環境の向上が図られるよう、中小企業退職金共済制度や各種奨励金など様々な制度の周知活動において、労働環境整備に関する情報が行き渡るような内容とする必要がある。

○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進

・ワーク・ライフ・バランスの推進は、使用者においては「一方的な費用負担の増」、労働者においては「仕事と生活の充実度の向上」など、双方間には認識の相違があることから、如何に双方にワーク・ライフ・バランスのメリットをアピールしていくか、が重要であり、使用者への働きかけと労働者への働きかけの2方向から効果的且つ継続的に啓発・普及を行っていく必要がある。

○労働者福祉の推進

・講座や講演会は開催時期、場所、内容によって、年間の開催数や規模を調整する必要があり、H24年度は講座の離島開催(宮古・八重山)により、講演会の実施数が減となった。
 ・平成24年度末時点においては、18箇所29市町村にファミリーサポートセンターが設置されており、今後の課題としては、様々な事例への対処が可能なセンターの資質向上があげられる。

○安定的な労使関係の形成

・労働相談体制強化事業においては、中小企業労働相談員1名を配置し、労使及び一般県民からの労働条件、安全衛生、福利厚生、労働組合などの労働問題全般にわたる227件の相談に応じたが、労働者の勤務形態の多様化により個別労働紛争は増えており、労働者や使用者の相談窓口のニーズはますます増えていくため、適切な指導・助言を行う労働相談の体制確保が必要である。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○労働条件の確保・改善等

・県内企業の7割が10人未満の零細企業となっているが、調査結果によると、人数規模の大きな事業所と比べ、小規模企業の労働環境整備の遅れが目立つ。

○安定的な労使関係の形成

・沖縄労働局の発表(H24.6.29)によると、平成23年における定期監督を行った企業について、違反率は63%であったとされている。労働条件の明示や賃金・労働時間管理等の基本的な労働条件に関する違反率が高いことから、労使双方への労働関係法令についての周知が必要だと思われる。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○労働条件の確保・改善等

・季刊誌「労働おきなわ」については、労働に関する基礎知識づくりに役立つコーナーや新制度の紹介など、各事業所における労使関係の構築と労働環境の改善のために情報を充実させ、労使双方の参考資料となるような紙面づくりのための工夫をする。

○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進

・ワーク・ライフ・バランスの推進は、使用者の満足度を高め、生産性を向上させるとともに人材の安定的な確保につながることを広く理解してもらうために、使用者向け、雇用者向けと内容を分けてのセミナーの開催、HPや広報誌への掲載、パンフレットの配付等を行う。さらに、企業に対しアドバイザーの派遣を行うことにより、企業認証の取得促進を図る。

○労働者福祉の推進

・労働局ほか、関係機関と連携した講演会の実施などを企画し、講演会の開催数の増を図っていく。
・ファミリーサポートセンターのアドバイザーを対象とした研修会の開催等により、センターの機能強化に努める。

○安定的な労使関係の形成

・労働相談体制強化事業における相談体制強化を図るため、専門員の勤務日数を増やすほか、対応職員の研修等による専門知識の向上を図る。
・雇用・労働関係の相互窓口であるグッドジョブセンター沖縄などと連携し、効果的な事業周知を図っていく。